

被災住宅修理支援事業 Q & A

福島県災害対策課

R3.4.26

No.	内容	回答
(1) 制度全般について		
1	被災住宅修理支援事業とはどのような制度か	<p>災害のため住宅が中規模半壊、半壊、準半壊若しくは準半壊に至らない被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は全壊、大規模半壊の認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う又は市町村から修理を実施した被災者に対して補助金を支払う制度です。</p> <p>【基準額（消費税込み）】</p> <p>○住宅応急修理事業 半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊：595,000円以内 準半壊（損壊割合10%以上、20%未満）：300,000円以内</p> <p>○一部損壊住宅修理支援事業 準半壊に至らない（損壊割合10%未満）：200,000円以上の修理費の場合に一律100,000円</p>
2	被災住宅修理支援事業の対象となる市町村はどこか	<p>住宅応急修理事業：以下（※）の災害救助法適用市町村を除いた42市町村 一部損壊住宅修理支援事業：全市町村</p> <p>※福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、楡葉町、富岡町、浪江町、新地町</p>
3	申請前に工事に着手（発注）した場合は対象となるか。	<p>住宅応急修理事業の受付開始前に修理代金の支払いまで完了した場合には、特例的に補助金を支給します。それ以外は、市町村から修理業者に依頼をし、修理を行います。なお、申請前に着手した上で、修理代金の支払いが完了していない場合には、契約の変更を行い、市町村から修理業者に支払うこととなります。</p> <p>一部損壊住宅修理支援事業については、修理を実施していただき、修理代金の支払いが完了している場合に補助金を支給します。</p>

No.	内容	回答
(2) 対象者について		
1	被害程度は、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」や被災者台帳等により確認します。
2	どのように被災者の資力を確認すればよいか。	資力に関する申出書の記載内容に基づき判断願います。 ※やむを得ず自らの資力では修理を行えない理由があれば対象となります。
3	所有者の同意書について、所有者の資力を確認できる書類とは何か。	課税証明書、所得証明書など所得を確認できる公的な書類を指します。 ※借家の場合、本来所有者が修理を行うものであるが、所有者が修理を行えず、かつ居住者の資力をもってしては修理ができないことにより、居住する場所を失う場合には制度の対象となりますが、所有者が修理を行えない理由を判断する際に必要となります。 ※火災保険や共済などにより、保険金等が支払われている場合は対象外となりますので、当該災害により保険金等の受領の有無についても確認します。
4	屋根が損壊しているが、現在も被災建物に住んでいる場合でも、要件を満たせば、対象となるか。	対象者の要件を満たせば、対象となります。
5	倉庫などの附属家や実際に住んでいない住宅は対象とならないのか。	居住の用に供していない住宅や建物は対象外となります。
6	補助金の申請をしたいが施行前・施工中・施工後の写真が無い場合、どのようにすればよいか。	修理施工業者に、「施工内容証明書」に修理内容等の詳細を記載いただき、申請の際に添付願います。
7	住民票が原発被災地のまま、県内の他市町村に避難している住民について、り災証明は避難先の市町村で出るが、応急修理に関する窓口は避難元の市町村で行うか。	応急修理の窓口については、避難先の市町村となります。

No.	内容	回答
8	併用住宅は対象となるのか。	日常生活を営んでいるところが対象となるため、1階が事務所や店舗等である場合には当該箇所は対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
9	住民票は一つだが、例えば母屋と離れのように別居している世帯の場合、母屋と離れそれぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば可能です。 ただし、母屋と離れをつなぐ連絡路や廊下などは対象とはなりません。
10	2階建て共同住宅の共用部分（外付け階段）は対象となるか。共用部分が無いと2階部分に行くことができなくなる。	①分譲住宅の共用部分は原則対象とならないため、管理組合の修繕積立金により対応願います。ただし、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分を対象とすることは可能です。 ②賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。なお、この場合、所有者が修理できない理由を記載した「所有者の同意書」を提出してください。
11	借家を修理する場合、その所有者が法人の場合は対象となるか。	所有者が法人の場合であれば、修理にかかる費用を借入することが可能であると考えられるため、対象とはなりません。

No.	内容	回答
(3) 被災住宅修理支援事業の修理の範囲及び基本的考え方について		
1	自主施工や施主支給の材料費は、対象となるか。	資力があつたと考えられるため対象外となります。
2	修理をして一時的に住家に戻った場合、最低○か月（○年）居住が必要である。という規定はあるのか。 ※その規定がある場合、やむを得ない場合（入院、施設に入所等）については、緩和規定等があるのか。	特に規定はありません。 ただし、制度の趣旨を逸脱することはできません。 (数か月しか居住しないことが明らかである場合等は対象となりません。)
3	仕様がグレードアップするような工事も対象となるか。	原則的に対象となるのは原状復旧にかかる部分のみであり、グレードアップする部分は対象となりません。ただし、その仕様とせざるを得ない合理的な理由がある場合は、グレードアップ部分も含めて対象となります。 (グレードアップとみなされ対象外となるもの、キッチンのガスコンロ→IHクッキングヒーター、石油給湯器→エコ給湯器、普通便座→暖房便座など)
4	エコ給湯器は対象となるか。対象となる場合の範囲は。（すべて、配管のみ、貯湯タンク、室外機械本体）	当該災害で壊れた給湯器（配管、貯湯タンク、室外機を含む）であって、それがなければ日常生活が営めないのであれば対象となります。
5	修繕工事に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	修繕工事によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は制度の対象となります。
6	床の修繕に合わせて畳をフローリングに変更することは対象となるか。	被災前と異なる仕様となるため原則は対象外ですが、価格が安い等の明確な理由があれば対象となります。
7	床板を補修するうえで、既存で床下断熱材があつた場合に、断熱材を復旧させることは対象外となるか。	床と一体として修理する必要がある等の理由があれば対象となります。

No.	内容	回答
8	内部のドア類は対象となるか。	地震によりドア類の損傷が生じた場合や、ふすま・障子類の枠組みが破損した場合などで、日常生活に支障があれば対象となります。（ただし、例えば物置と居間との間の建具等について、単に居間にあることを持って支障があるとは判断できない。）なお、ふすま、障子の張替えだけで済む修理は対象となりません。※クローゼット・物置の扉や押入の襖などは日常生活に支障があるとは言い難く、優先度も相当に低いいため修理の対象外となります。
9	内壁（土壁）が崩れたものは該当となるか。 内壁にひび割れやクラックが見られたり、角が欠けたりした場合はどうなるか。	内壁の崩落等により日常生活に支障がある等の理由があれば対象となります。
10	内壁の崩落等により日常生活に支障がある場合について、石膏ボードの交換のみは対象とはなるか。石膏ボードの下地材や構造材の破損がある場合は応急修理の対象となるか。	脱落して危険かどうかにかかわらず、石膏ボードのみの修理は対象外である。ただし、壁の骨組み材など構造上修理すべき箇所がある場合は、その箇所の修理と合わせて石膏ボードを修理しても差し支えありません。
11	玄関ドアの鍵が閉まらない場合、対象となるか。	対象として差し支えありません。
12	今回の地震により家電製品が壊れた場合は対象となるか。	家電製品については原則対象となりません。（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・ストーブ・独立式ガスコンロ・食洗器等）
13	井戸水を使用していたが、災害後、井戸が使えなくなった。（濁っており、飲めない。）住宅の前の部分まで水道管がきており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の修繕工事の範囲とはならないため、対象とはなりません。上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。 ※井戸水等から住宅への水道管やポンプなど個人で設置した設備が破損した場合は応急修理の対象とする。
14	浄化槽のプロワーの交換や修理は対象となるか。	浄化槽を修理しなければ便所等が使用できない状況であれば対象となります。

No.	内容	回答
15	網戸は対象になるか。	対象外となる。 ただし、網戸のある戸にしか出入口がなく、地震により網戸の枠組が破損し出入りができない場合等、修理しないと日常生活に支障を来していることが確認できれば対象となります。なお、この場合でも玄関ドア等を優先して修理すべきものと考えられることから、網戸のある戸の修理の優先順位は相当に下がるものです。
16	地震により破損したベランダについて制度の対象になるのか（崩落の危険性からベランダで洗濯物を干せない）	洗濯物が干せるかどうかは日常生活に支障をきたすかどうかの項目として考えられていないため、洗濯物が干せないという理由ではベランダを応急修理の対象とすることは不可能です。 ただし、破損したベランダが、すぐさま修理をしなければ崩落して人命に危険を及ぼす可能性が非常に高い場合は、応急修理の対象として差し支えありませんが、優先順位を考慮すると、居室・台所・トイレなどを日常生活に必要なスペースを優先的に修理すべきです。
17	台所の流し台や、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	壊れていて、他のもので代用できない場合のみ、対象となります。 また、IHクッキングヒーターとシステムキッチンが一体となっている場合も修理の対象です。ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは価格が安価である等の理由がない限り対象外となります。
18	流し台の蛇口について、水は出るが、滴が垂れている状態。応急修理の対象となるか。	日常生活に不可欠な修理ではないため、対象外となります。
19	床下に設置した居住空間の換気システム（建築基準法で義務となっている24時間換気）の修理交換は対象となるか。	当該システム以外に給排気の手段がなければ対象となります。
20	二世帯住宅で、玄関は一つだがそれ以外は完全に生活スペースが分離している（トイレ・風呂等が2つ、住民票が2つ、公共料金のメーターが2つでそれぞれ別請求など）の場合、各世帯ごとに申込可能か。	それぞれの世帯ごとに申込が可能です。なお、二世帯住宅の場合、実質的に世帯ごとに生活の場が分かれています。それぞれの世帯から申込みいただいて構いません。 （生活の場が同一で、共用部分を修理するために2世帯以上分を申込みすることはできません。）
21	独立型ガスコンロの交換は対象になるか。	独立型ガスコンロの交換は対象になりません。

No.	内容	回答
22	独立型ガスコンロからビルトインタイプのガスコンロへの仕様変更は対象となるか。	仕様のグレードアップにあたるため、対象にはなりません。
23	ウォシュレットトイレの修理は対象となるか。	トイレについて、ウォシュレット部分は対象にはなりません。
24	壊れた屋根の修理について対象となるか。	屋根の修理をしないと雨漏りなどにより屋根の腐食や建物の躯体に影響が出て生活に支障が出る可能性がある場合は、対象となります。
25	日常生活に支障があるため屋根の修理をする場合、足場代も対象となるか。	対象となります。
26	壁や基礎等にクラック（ひび割れ）が生じた場合、対象となるか。	被害の程度により判断してください。 クラックを修理しないことにより建物の構造に影響が出るなどして日常生活に支障を来たす場合は、対象となります。 ただし、日常生活に支障を来たしていないようなクラックの目地詰めによる修理で完了する場合、まずは被害状況や日常生活への影響について聞き取りし、本制度の目的を踏まえ、日常生活に支障を来たしていることを確認できれば対象となります。

No.	内容	回答
(4) 基準額等について		
1	修理を複数業者へ依頼する場合、合計金額で59万5千円以内であれば可能か？また、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能か。	複数の業者でも差し支えありません。
2	市町村での受付開始前までに、20万円分の修理を実施し、受付開始後に、39万5千円以上の修理を行いたい場合、20万円分の補助金支給と39万5千円分の修理実施を受ける事は可能か。	住宅応急修理事業については、補助金の支給と修理の実施の両方を受ける事も可能です。
3	共同住宅、長屋の場合、1住戸あたりの申請か。(賃貸、分譲関わらず)	賃貸住宅については、本来建物所有者が修理を行うものですが、「やむを得ない」と判断できる場合(建物所有者(法人を除く。)も被災し、修理する資力が無い場合等)は、居住者が申込者となることは可能です。 区分所有マンションについては、住戸ごとに申込みとなります。
4	住民票上、同一の世帯であるが、被災時において実質的に別世帯として別々の住宅に居住していた場合、電気・ガス・水道の明細書等や区長や民生委員による証明書等により、別世帯であることが確認できれば、各々の住宅(申請)を対象としてよいか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば可能です。 ただし、母屋と離れをつなぐ連絡路や廊下などは対象とはなりません。
5	住宅応急修理事業について、修理を実施していない場合に、修理の額が限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、住宅応急修理事業分を含んだ修理見積書を作成し、各市町村窓口へ提出してください。なお、限度額を超える部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約していただく必要があります。 被災者負担分：被災者⇔施工業者 応急修理事業分契約：各市町村⇔施工業者

No.	内容	回答
6	住宅応急修理事業について、修理を実施していない場合に、応急修理部分（59万5千円以内の部分）については、市町村から指定業者等に修理依頼をするが、当該応急修理部分について、同時に被災者と指定業者の間に契約の締結が必要か。	応急修理部分（59万5千円以内の部分）は、市町村から業者に支払いをするため、被災者の方での契約は不要です。なお、自己負担分については、別途適切に契約等を締結してください。
7	上限59万5千円や修理費20万円以上とは税込か。	税込です。

No.	内容	回答
(5) 手続の流れについて		
1	住宅応急修理事業について市町村に修理を申し込み、修理を受ける場合、修理業者は指定業者から必ず選ばなければならないのか。自身で手配した業者に施工してもらってはいけないのか。	指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。ただし、修繕工事の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 (ほかの市町村ですでに登録済みで、制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください)
2	修理業者は県外の業者であっても差し支えないか。	差し支えありません。
3	申請時に添付する「り災証明書」は、コピーか原本か。	コピーで差し支えありません。 なお、市町村の判断でり災証明書の提出を省略する場合があります。
4	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	写真等で見積書の内容が確認できれば、図面は不要です。
5	借家を修理する場合、大家から署名・記名押印をもらうが、大家であることの確認はどの書類で行うか。	賃貸契約書で確認します。
6	指定業者の名簿を作成とあるが、どのような手続を行って「指定業者」とするのか事例等があれば提供願いたい。また、名簿に無い業者を指定する場合の条件の有無はあるか。	指定業者リストへの追加にあたっての手続例はありませんので、各市町村で適切に手続を行っていただくようお願いいたします。 また、名簿に無い業者を指定する場合の条件は設けておりませんが、その際には各業者に対し十分に制度の周知を図るようお願いいたします。

No.	内容	回答
(6) 様式について		
1	被災者からの申請様式等に適宜項目を追記してよいか。	基本を大きく変えなければ追記して構いません。
2	見積書の様式は工事業者が普段使用しているものでよいか。	指定の様式を使用してください。※ただし、指定の様式では記載しきれない工種の内訳・細目など詳細な内容が記載されている場合は指定の見積書と併せて添付いただくことは差し支えない。
(7) その他		
1	補正予算を計上する際の予算科目はどのようにすればよいか。	県で科目を指定するものではないので、各市町村ごとに科目を設定して頂いて構いません。
2	市町村から県へ補助申請する際に、提出する住家被害判定区分を確認出来る書類として、罹災証明書の写しが必要か。	罹災証明書の写し、住家の被害認定調査の写し等としており、例えば被害程度の一覧に相違ない旨証明（公印押印）の上提出いただくことでも可としております。
3	被災者生活再建支援金との併用は可能か。	可能です。その場合は、被災者生活再建支援金の申請時に、修理の見積書と自己負担分の契約書（金銭給付の場合には、修理したことがわかる契約書等）が必要になります。